

# 最新看護索引 Web 利用規程

最新看護索引 Web 利用規程 (以下「本規程」といいます。) は、公益社団法人日本看護協会 (以下「日本看護協会」といいます。) が作成し、特定非営利活動法人医学中央雑誌刊行会 (以下「刊行会」といいます。) がインターネット上で提供する最新看護索引 Web の利用に係わる全ての事項に適用されます。

## 第 1 条 (内容)

最新看護索引 Web とは、日本看護協会が作成する看護分野に限定した雑誌文献情報データベースを、刊行会がインターネット上で提供するサービスです。

## 第 2 条 (本規程の範囲および変更)

本規程は、最新看護索引 Web をご利用いただく際の、刊行会と契約者との一切の関係に適用します。

契約者とは、本規程の内容を承諾の上、刊行会所定の手続きに従い最新看護索引 Web の利用を申し込み、刊行会が最新看護索引 Web の利用を承認して登録の手続きを完了した機関をいいます。

刊行会は、契約者の承諾を得ることなく、刊行会が適当と判断する方法で契約者に通知することにより本規程を変更できるものとします。

## 第 3 条 (利用契約)

最新看護索引 Web の利用契約は、刊行会所定の利用申込書に必要事項を記入の上、刊行会が委託する取扱代理店 (以下、「代理店」といいます。) までお申し込みいただき、刊行会から契約者の ID およびパスワードを代理店を経由して発行すること、または、契約者から申し込み時に指定された IP アドレスを刊行会にて登録することにより成立するものとします。契約期間は 1 年単位です。契約者が、契約期間終了前までに、代理店を通じて刊行会まで所定の手続きにより契約更新を申し出た場合は、新たに契約期間が 1 年延長となります。

## 第 4 条 (利用許諾)

最新看護索引 Web の利用契約により以下の利用が許諾されます。

1. 利用契約によりワンサイトでの利用が許諾されます。ワンサイトとは、同一機関で同一住所ないしは隣接する範囲内の端末からの接続となります。お申し込みいただいた同時アクセス数の範囲内で自由に接続していただけます。

上記 1. の利用は、契約機関に現在所属される方となります。なお、大学、短期大学、専門学校などの教育機関および病院の図書館、公共図書館、その他の非営利目的の図書館の場合、契約機関に現在所属される方以外の来館者については、図書館で利用を認めた方に限り、本規程の第 10 条 (禁止事項) および第 11 条 (著作権等)などを遵守することを条件に、図書館内の端末から接続することができます。

## 第 5 条 (本サービスの提供)

最新看護索引 Web は、インターネット接続でのみご利用いただけます。運用時間は別に定めるものとします。

刊行会は、刊行会が契約者の登録の手続きを完了した後、契約者に対し、最新看護索引 Web を利用できる権利を許諾し、ID およびパスワードの発行や IP アドレスの登録により、最新看護索引 Web を提供いたします。なお、専用線でインターネットに接続されている場合は、IP アドレスによる認証が必要となります。

## 第 6 条 (利用の承認)

刊行会は、利用申込を行なった方が、以下の項目に該当する場合は、利用を承認しない場合があります。また、承認後であっても承認の取り消しを行う場合があります。

1. 過去に本規程に違反するなどにより、解約が行われていることが判明した場合。
2. 利用申込内容に虚偽、重大な誤記または記入もれがあったことが判明した場合。
3. 利用料金の支払いを怠っていることが判明した場合。
4. その他、刊行会が契約者の行うことを不適当と判断する場合。

## 第 7 条 (利用料金の支払い)

最新看護索引 Web をご利用いただくにあたり、別途定める料金を代理店の指定する方法によりお支払いいただきます。利用料金は、1 年分を前納一括払いによりお支払いいただきます。なお、期間内で途中解約された場合でも料金の払い戻しは一切いたしません。

## 第 8 条 (設備等の準備)

契約者は、最新看護索引 Web を利用するにあたり、必要な機器類およびソフトウェア、回線を自己の費用において準備するものとします。

## 第 9 条 (ID およびパスワードの発行・管理)

1. 契約者は、刊行会が発行または法人管理者メニューより自機関で発行した ID およびパスワードの管理責任を負うものとします。
2. 刊行会が契約者に発行した ID およびパスワード、または法人管理者メニューより自機関で発行した ID およびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
3. ID およびパスワードの管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等による損害の責任は契約者が負うものとし、刊行会は一切責任を負いません。
4. 契約者は、ID およびパスワードの失念・紛失・盗難があった場合、または ID およびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに代理店を経由して刊行会にその旨連絡するとともに、刊行会からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
5. ID およびパスワードの発行については、契約者のご希望に添えない場合があります。

## 第 10 条 (禁止事項)

最新看護索引 Web の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 刊行会および日本看護協会の著作権、その他の権利を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為。
2. 刊行会および日本看護協会に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
3. 契約者の ID およびパスワードを第三者に利用させること。
4. 他の契約者の ID およびパスワードを不正に利用すること。
5. 契約者以外の IP アドレスを不正に申請すること。
6. 刊行会の承認なく、代行検索を目的として最新看護索引 Web を利用すること。その他、最新看護索引 Web を通じて、もしくは最新看護索引 Web に関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。

7. 最新看護索引 Web 掲載日本看護協会発行物（電子版）の、閲覧を必要とする範囲を超えた大量のダウンロード行為、共同利用できるサーバ等への保管行為、ロボット等による機械的なダウンロード等のシステム障害を引き起こし、またはそのおそれのある行為。禁止行為が行われた場合は、刊行会はサービスの一時利用停止を行い、当該契約者に対して適切な処置を求めることができる。

8. 電子媒体での図書館間相互貸借（ILL：Interlibrary Loan）。

#### 第 11 条（著作権等）

1. 最新看護索引 Web の著作権は、日本看護協会に帰属します。

2. 契約者は、最新看護索引 Web を通じて提供されるデータの改変、契約者以外への頒布、出版、他のデータベースへの流用、Web 上での公開を行うことはできません。

3. 上記 2. の例外として、下記の利用は許諾されます。

(1) 最新看護索引 Web 掲載日本看護協会発行物（電子版）の、図書館間相互貸借（ILL：Interlibrary Loan）は、印刷した文献については可能（電子媒体は不可）。

#### 第 12 条（サービス内容の変更、追加および廃止）

1. 最新看護索引 Web の内容は、刊行会がその時点で合理的に提供可能なものとします。

2. 刊行会は、理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、最新看護索引 Web の内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができます。但し、最新看護索引 Web を廃止する場合には、刊行会が適当と判断する方法で、事前に契約者にその旨通知します。

#### 第 13 条（サービスの一時的な中断）

1. 刊行会は、天災、事変、予測できない回線上の障害、その他の不可抗力により、最新看護索引 Web の提供が出来なかった場合、また、最新看護索引 Web のシステムの保守、点検を定期的、または緊急に行う場合、一定期間、最新看護索引 Web を中断する事ができるものとします。

2. 刊行会は、前項の規定により最新看護索引 Web の運用を中断する場合は、刊行会が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨通知します。但し、緊急の場合には、この限りではありません。

#### 第 14 条（利用許諾の解約）

契約者が次のいずれかに該当すると判断した場合、刊行会は、当該契約者から ID などを回収し、直ちに最新看護索引 Web を解約することができるものとします。

1. 利用申込内容に虚偽の事実があったことが判明した場合。

2. 料金等についてその支払いを遅延または支払いを拒否した場合。

3. ID またはパスワードを不正に利用した場合。

4. 本規程のいずれかに違反した場合。

5. その他、刊行会が不相当と判断した場合。

#### 第 15 条（損害賠償）

契約者が本規程に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって刊行会に損害を与えた場合には、刊行会は当該契約者に対して刊行会が被った損害の請求をすることができるものとします。

#### 第 16 条（免責事項）

1. 刊行会は、最新看護索引 Web の内容、および契約者が最新看護索引 Web を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。

2. 最新看護索引 Web の提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、最新看護索引 Web により得たデータ、またはその他、最新看護索引 Web に関連して契約者が被ったいかなる損害についても刊行会は一切責任を負いません。

#### 第 17 条（解約）

契約者が解約を希望される際には、契約期間終了 1 ヶ月前までに、所定の手続きにより代理店を通じて刊行会まで届け出てください。この場合、刊行会が定める日に ID などを失効とさせていただきます。

解約される契約者が既にお支払い済みとなった年間利用料金等は、一切払い戻しいたしません。

#### 第 18 条（強制解約）

契約者が本規程の定める条項に違反した場合、刊行会は事前の通知・勧告の上、契約を無効とすることができます。

#### 第 19 条（解約後の契約者の義務）

契約者が解約した場合においても、すでに契約者に生じた金銭債務、および、第 10 条、第 11 条に定める義務は消滅しないものとします。

#### 第 20 条（準拠法）

本規程の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第 21 条（管轄裁判所）

1. 最新看護索引 Web の利用にあたり問題が生じた場合には、契約者、代理店、刊行会、日本看護協会の四者間で誠意をもって協議するものとします。

2. 協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（その他）

利用申込書に記載された内容に変更のある場合は、速やかに代理店を通じて刊行会までご連絡ください。

代行検索を目的とした最新看護索引 Web の利用については、刊行会までご相談ください。

本規程に定めのない事項については、契約者、代理店、刊行会、日本看護協会の四者間にて協議して定めるものとします。

以上

付則

この規程は 2016 年 4 月 1 日から適用されます。

2016 年 4 月 1 日作成

2019 年 8 月 1 日改訂

2023 年 10 月 1 日改訂

特定非営利活動法人

医学中央雑誌刊行会 データベース事業部

〒168-0072 東京都杉並区高井戸東 2-5-18

TEL 03-3334-7625 FAX 03-3335-3327

E-mail: info@jamas.or.jp WebSite: <https://www.jamas.or.jp/>